



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 6 1 号 令和 7 年 8 月 1 5 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 2 5	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例第 1 0 条の 2 の知事が 定める金額を定める件の一部を改正する件	職員厚生課
4 2 6	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	生活環境政策課
4 2 7	県営土地改良事業の工事が完了した件	農山漁村振興課
4 2 8	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 2 9	都市計画を変更した件	都市計画課 まちづくり室

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 2	地方自治法の規定による条例の制定又は改 廃の請求及び監査の請求をする場合の県議 会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	
7 3	地方自治法の規定による県議会の解散の請 求、知事の解職の請求及び主要公務員の解 職の請求をする場合の県議会議員及び知事 の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を 超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して 得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 4	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
7 5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9	施設警備業務2級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第四百二十五号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年八月十五日から施行する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

表常時介護を要する状態の項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

徳島県告示第四百二十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

検査室ユニット 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部生活環境政策課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和七年七月三十日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大一器械

徳島市川内町平石若宮三四〇番地

五 落札金額

一億六千七百六十四万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和七年六月十三日

徳島県告示第四百二十七号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
美馬市美馬町字高惣十八番地一 河野正八ほか十四名	沼田地区	令和七年三月二十七日

徳島県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

272		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
上名西宇				同	まで	新	九・二丁四五・一	一九二・〇
三好市山城町上名字松竹 尾五九八番一地先から 同 字ウチ イシダ二五九一番二地先 まで				旧			五・二丁二二・〇	一九二・〇

徳島県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
徳島東部都市計画道路一・三・二号 阿南鳴門線	一 追加する部分 なし 二 削除する部分 なし 三 変更する部分 阿南市福井町小野、大坂、鉦打、馬路、阿部谷、中連、土佐谷、長野及び吉谷、新野町妙見前、長里、城田、宮前及び東山、橘町家の前、六反地、大坪、鵠及び中尾、桑野町長崎、蛭地及び井ノ原、内原町竹ノ内口、竹ノ内、花折、桜木、青木、筒崎、深田、中分及び柳橋、長生町下小原、岩ノ下、北浦、西山、岡田、柳木谷、タイトウ尻、豊田、東天満、山脇、ゴアイ田、三反地、下七反、八十田、三倉中沢、東高座、上平野、三蔵、張及び宮内並びに下大野町羽坂、五反畑及び渡り上りの各地内

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び阿南市都市整備部都市政策課

徳島県選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年八月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一一、九八七人

徳島県選挙管理委員会告示第七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年八月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六六、五五五人

徳島県選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年八月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
板野	二七、〇四一人

徳島県選挙管理委員会告示第七十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年八月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六六、五五五人

徳島県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年8月15日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和7年12月1日（月）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和7年10月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）

1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3．0センチメートル、横の長さ2．4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和7年10月27日（月）から同月31日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、検定申請者又は受検者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(3) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。